

令和 6 年度 第 9 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 錄

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年12月12日(木) 午後2時00分から午後3時15分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	
15番 芹沢重徳君	
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口惠治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (2人)

14番 山崎嘉幸君 16番 勝又高君

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告

報 第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告

報 第16号 農用地利用集積等促進計画の許可について
- 7 農地法に関する議案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
- 9 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案

議案第33号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 10 その他
- 11 閉会

農業委員会事務局職員

遠藤英樹 浅水隆司 石田真由美 遠藤慎也 大川将広 田代欣三

会議の概要

事務局局長

ただ今から令和6年度第9回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

本日の出席の報告ですが、14番山崎嘉幸委員、16番勝又高委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。

会長よろしくお願ひいたします。

会長

これからのお進について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願ひいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、7番長田守正委員、8番坂本登志雄委員よろしくお願ひします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第14号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年12月12日報告。今月の4条の届出は3件です。

(番号1から3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長

報第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

事務局

報第15号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年12月12日報告。今月の5条の届出は2件です。

(番号1から2について内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長

日程6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告に入ります。

報第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について を議題とします。事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

報第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の農用地利用集積等促進計画について静岡県知事の認可があつたため報告する。令和6年12月12日報告。

議案書4ページの報第16号別紙資料 農用地利用集積等促進計画一覧表をご覧ください。

こちらは、11月19日に県知事の認可を受けた農用地利用集積等促進計画となります。本報告における計画は、農地中間管理事業による利用集積等促進計画が2件で、合計面積は12,989m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。本案件の農用地につきまして令和4年4月の農業委員会総会で農用地利用集積計画が可決され、借り受け、耕作しております。この度、権利や借り受け期間等の条件はそのままで、耕作者のみ変更の申し出があつたため、手続きを行い県知事の認可を受けたものです。このように借り手のみを変更しそれ以外の条件は従来通りとする場合については、農地中間管理事業の推進に関する法律により、静岡県農業振興公社が県知事に対して申請し、認可を受けることとされており、農業委員会での決定は不要となります。

番号1～2 (議案書の内容読み上げ) 6筆 12,989 m²

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長	報告事項でございますので、ご了承お願いします。
会長	日程 7 農地法に関する議案に入ります。 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 議案第30号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年12月12日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。 番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑、田 3,585 m ² 譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。
	番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 856 m ² 譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。 整理番号1、2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
	以上で事務局からの説明を終わります。
会長	整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。
担当委員	調査日は令和6年12月1日です。譲渡人は遠方のため、電話で対応いたしました。 譲受人は、都合が悪いため、父が代理で現地確認と一緒にいたしました。 申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。 権利設定、移転等内容は、譲受人は宅地と農地をセットで購入され、高齢により農業ができないため譲渡人から農地を買い受けるための申請です。 取得する農地は、自宅から1分程度のところで、農業従事者は本人と両親。本人は農業の経験が浅いため両親と一緒に耕作をするそうです。両親は農機具会社の社長をされて、譲受人が購入されて、父と一緒に農作業をされるようです。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、耕運機等を所有しております。現在所有する農地は、水田、野菜が主であります。新たに取得する農地も同じように耕作をするそうです。 耕作管理計画は、新たに取得する農地は水田、野菜等として活用されており、今後も、水田や野菜を作付けする予定とのことです。 転貸しについては、転貸しません。 地域との調和は、地域の農業集落の取り決めに従い、支障のないように耕作をするそうです。 以上をもちまして報告を終わります。何卒ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和6年12月3日です。調査場所、譲受人は自宅で行いました。譲渡人は仕事の関係上、電話ということでお話しいたしました。

申請行為について、本人が申請したものであり、内容に間違いありませんということでした。

権利の設定、移転等の内容、農地取得等の理由は適正かということで、譲受人家族はかねてより農業規模拡大を希望しており、譲渡人家族が農地管理できないことから、売買の話がまとまり、今回の申請になりました。

効率的な利用、農地の効率的な利用について、取得する農地は自宅より2.5km、車で10分ほどです。農作業従事者は、本人夫婦と長男の計3名で、本人夫婦は40年の農業経験がございます。農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。現在所有する農地は、水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても、水田として利用するそうです。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画、取得後農地をどのように耕作する予定かということです。新たに取得する農地は、水田として活用されており今後も水稻を作付けする予定とのことです。

転貸しについて、転貸しはありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、水路、清掃等を共同作業には必ず出役し、隣地農地に迷惑をかけないよう、除草や害虫駆除を行い支障がないように、耕作を行うということです。

以上です。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第31号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年12月12日提出。今月の5条許可申請は3件です。

初めに議案書の訂正をさせていただきます。整理番号1の転用内容について、賃貸借権の設定の記載は誤りになりまして、正しくは、売買（所有権の移転）となります。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 7,576 m²

転用内容は、売買による太陽光発電設備です。

農地の区分は、第2種農地に区分されます。
番号2（議案書の内容読み上げ）畠 6,404 m²
転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備です。
農地の区分は、第3種農地に区分されます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畠 1,678 m²
転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備です。
農地の区分は、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。担当委員が欠席のため、事務局から代読説明をお願いします。

事務局 それでは、整理番号1について事務局から代読をさせていただきます。
調査日は令和6年12月1日です。譲受人とは電話にて、譲渡人とは自宅にて聞き取りをしたとのことです。
申請行為については、譲受人と譲渡人の双方とも本人が申請したもので、内容に間違いません。
転用理由について、譲渡人は以前から体調を崩しており、草刈りをシルバーハウスセンターに依頼していました。譲受人は事業拡大のため必要性があり、やむを得ないものと判断します。
資金については、土地購入費、土地設置費、太陽光設備費の合計でおよそ、7,700万円となり、自己資金で対応することです。
他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。
転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。
他法令の関係では、都市計画課とは事前協議が済んでおり、許可見込みとの回答を得ています。
転用面積については、7,576 m²で事業目的からしてやむを得ないと判断します。
周辺への影響についてですが、周辺に農地は少ないので影響は少ないと思われ、万が一影響が出た場合は、自己責任で解決いたしますとのことです。
以上で代読による説明を終わります。

会長 整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員 本件の概略ですが、農地を賃貸にて貸しまして、そこに太陽光発電施設を設置したいというものです。
調査日は令和6年12月3日です。譲受人の開発部長と電話で面談しました。12月6日に譲渡人の1人と電話で面談しております。12月8日、譲渡人の2人と自宅で面談しております。2人は母と子の関係であります。
申請行為につきましては、譲受人及び譲渡人の3人、いずれも本人が申請したもので内容に間違いません。

転用理由ですが、譲渡人は70歳代、60歳代、80歳代といずれも歳を重ねきており、今後農地の荒廃等によって隣接地への迷惑を心配していたところに、太陽光発電の話が持ち上がりまして、そこに賛同して今回の申請となったものでやむを得ないと判断いたします。

資金につきましては、土地の購入費、整地費、設備における機器費、工事費及び付帯工事費合わせて、約6,000万円を予定しておりますが、全て自己資金で対応することです。

他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可が出ましたらすぐに計画をすすめて、着工したいとのことです。

他の法令につきましては、国の経済産業省ですが、これに関する再生可能エネルギー発電事業計画の認定は出ております。都市計画法の許可は特に必要なものの、土地利用に関しては、申請を出してあるとのことです。

転用面積につきましては、計画地全体では総面積で7,706m²となっておりますが、その内の農地に関する本案件該当面積6,404m²で、事業目的からして問題ないと考えております。

周辺への影響についてですが、隣接する農地への支障はないと思われますが、万が一問題が生じた場合は、責任を持って解決することです。ちなみに雨水排水は調整池を作り、隣接する河川へ放流することです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和6年12月7日です。譲受人、譲渡人と現地で聞き取りをしました。

申請については、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。なお手違いにより事後申請となったそうです。

転用理由、今まで遊休農地であったため有効利用の目的から、適正と考えます。

資金については、自己資金で対応することでした。

他の権利者の同意ですが、特に問題はありません。

転用時期ですが、許可前に事業を開始していて、問題があると考えます。なお、その件で経緯報告書、誓約書の提出がありました。

他法令については、特に問題がありません。

転用面積ですが、1,678m²で利用目的から考えると適切であると考えます。

周辺の影響、万が一問題が発生した場合は、責任を持って対応することでした。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

整理番号3についてですが、許可申請も出さずに、工事着工が行われたということですから、非常に虫の良い話ではないかと思います。まして法令違反に当たるのではないかと考えます。従いまして私は3番については、賛成はできません。元の状態に戻していただいて、再度許可申請を出していただくのが、筋ではないかと私は思います。

	以上でございます。
会長	ありがとうございます。その件について質問等ありますか。
委員	今の二点に同意するものであります。今ありましたように、事後申請ということ、これは農地転用の許可申請時には、現地が更地というものが原則だと思います。工事の事前着手をし、完成をみているというような状況、法令を無視した申請の内容だと思いまので、私は反対を表明いたします。
会長	ご意見ありがとうございます。
会長	ほかにありますか。
委員	例えば現状復帰するときは、大体資金はどれくらいかかるのでしょうか。
事務局	是正と再構築で、約1, 600万円かかると代表者本人から伺っております。 以上です。
委員	確かに金額からすると、すごく大きな額で業者の方の気持ちもわからなくもないです。もし回復するならば、気の毒なところはあります。ただ、今までお金を出して、現状復帰をして申請をされている方々が、今回もし許可になるとしたら、この方々も気の毒ではないかなと私は思います。これを許可するしないに関しては、本当に慎重に審議、答えを出さなければいけないと感じております。
会長	ありがとうございます。 過去にレジャー施設の駐車場を農転かけないで施工し、後から駐車場にしたいと言った時に、現況に戻した事例が御殿場市にあります。ですから、この案件で許可を出すと、その方にも迷惑が当然かかります。特に法令違反ということで、この業者さんは色々と農転に関して申請が出ておりますので、知らなかつたではすまない。過去には更地にして返した事例がありますので、それを付け加えさせていただきました。
会長	ほかにありますか。
委員	この業者は、先々月ぐらいに、私が畑で草を刈って片付けてトラクターで帰ろうとした時に、一人の人が車から降りてきて、牧草地の上に太陽光発電を作ると営農型発電ができるだろうけど、機械が入りますか聞かれました。大きい機械が足場のあるところの間をぬって、芝刈り機で芝を片付るだけなら可能だけど、牧草を収穫するのはとても無理だという話をしました。近くに8反歩で牧草を作っている人がいて、そこをどうも狙っているような感じでした。そういうのを作られたら困るという話をしました。その後、二人で私の仕事場に来て、この案件のことですが、市内に太陽光発電を許可なしで建ててしまつて、勘弁して欲しいと報告書を持ってきました。「よろしくお願ひいたします」と言われても、私一人で決めるこではないので、委員会で決める話ですよと言って帰つてもらいました。

その後、気になって現場を見に行きました。こういう立派な物を作るのに許可を受けないなんて有り得ないと思いました。知り合いで太陽光発電をやっている人に電話をして「そんなことあり得ますかね」と聞いたら、「まずあり得ない、初めて始めた人なら別だけど、とにかく農地転用は、一丁目一番地でこれをミスると大変なことになる」と言っていました。これがわからなかつたというのが、理解できません。山林だと思ってやっていたという話もしていましたが、そんなことあり得るのかなと感じました。これを許可するのは、なかなか難しいのではないかなど私の考えでございます。

以上です。

会長

ありがとうございました。ほかにありますか。

委員

同じ会社で、整理番号1は法令に従ってやっていると、整理番号3については、同じ会社でありながら、「うっかりしました」、それはちょっと理由にならないですね。過去にこの会社は市内で、何件ぐらい太陽光発電をやられているのですか。

会長

自分が2期弱やって、かなり名前が頻繁に出てきますので、数多くやっています。

委員

それだけの数多くということで、その3番についてはうっかりしましたというのは、ちょっと、実績のある会社においては、うっかりでは許せないと思います。先ほど言わされたように、過去に事例があつて駐車場の関係でそれは、現況に戻しなさいということがありますので、ここだけを許可するのできのいのではないかなと思います。

以上です。

それともう一つ、2,132 m²のうちの1,678 m²と、2,000 m²を逃れようとしているのかどうか、わかりませんが、1,678 m²は正確に出してあるのかどうか。面積の関係も、もう一度再調査していただきたいと思います。

以上です。

事務局

先日業者に伺ったところ、土地利用に係る案件では測量の業者を入れていて、そうでない小規模のものでは、ソフトを使って、算出しているということで、ソフトを印刷した資料の提出をしていただいている状況になっております。

以上です。

会長

継続で調査、確認をとってください。

採決権のある皆さんから意見がたくさん出ておりますので、皆さん思うところはあると思いますが、時間の関係もありますので、すすめていきたいと思います。整理番号1、2については、現況質問等がございませんでしょうか。

委員

整理番号2について、調査報告書で売買と言われましたが。1の修正は聞きました。報告書の中で賃貸借の設定ではなく、売買と言われたような気がしました。

委員

私の記憶では、売買といったつもりはありませんが、もし言ったとしたら、間違いです。

委員	わかりました。
会長	ありがとうございました。 整理番号 1、2 については、確認事項という形で質問がでました。整理番号 3 については、委員の皆さんに意見をたくさんいただきました。議事録に残りますし、推進委員の皆さんも思うところはあると思います。採決を取らなければなりませんので、本案の採決に当たっては、申請事案ごとに採決を取らせていただく方法で、異例ですがすすめさせていただくことでよろしいでしょうか。
委員	意義なし。
会長	意義なしということで、まず整理番号 1 について、賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	整理番号 2 について、賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	整理番号 3 について、賛成の方は挙手願います。
	(全員不挙手)
会長	挙手が見受けられませんので、賛成の方が無いということで、ただ今出た意見を踏まえますと、本農業委員会の許可を受けずにすでに農地以外のものに転用していることから、農地法第 5 条第 1 項の規定に抵触しているものと判断されます。よって整理番号 3 につきましては、不許可とすることに決定をいたします。 それでは、整理番号 3 については、不許可ということでご報告させていただきたいと思います。
	また、整理番号 1、2 については、3,000 m ² を超えますので、県の常設審議委員会にかけさせていただきます。そこで審議をされると思いますので、正式決定がされると思います。
会長	次に日程 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。 議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。

議案第32号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年12月12日提出。

議案書8ページの議案第32号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が12月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が3件で、合計面積は7,195m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 2筆 2,476 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 3筆 3,152 m²

番号3 (議案書の内容読み上げ) 1筆 1,567 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程9 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案を議題とします。

議案第33号 農用地利用集積等促進計画（案）について 事務局から説明を求めます。

なお本議案につきましては、整理番号2に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1及び3から5について審議いたします。その後整理番号2について審議いたします。それでは整理番号1及び3から5について事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いします。

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので委員会の決定に付す。令和6年12月12日提出。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、利用権設定事業が廃止されることとなりました。現在は移行期間でしたので、今まで先ほどの議案にありました中間管理機構の利用集積計画を農業委員会にて議決をとり、市で公告を行っておりましたが、今月より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に市町村等は、第2項の規定による協力をを行う場合において必要があると認める時は、農業委員会の意見を聞くも

のとすると定義されていますので、今月以降の中間管理を通した契約については、農業委員会にて意見を聞くこととなります。その後、中間管理機構へ内容を送付し、内容を精査したあと、県が公告する流れと変わります。今回は切り替わりのタイミングですので、先ほどと今回の議案が二つありますことをご承知おきください。

議案書10ページの議案第33号別紙資料 農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が5件で、合計面積は12,063m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

最初に整理番号1及び3から5について説明します。

番号1	(議案書の内容読み上げ)	2筆	2,306 m ²
番号3	(議案書の内容読み上げ)	1筆	1,221 m ²
番号4	(議案書の内容読み上げ)	1筆	1,498 m ²
番号5	(議案書の内容読み上げ)	2筆	4,369 m ²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、整理番号2について審議をいたします。
なお、本議案につきましては、17番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。17番委員はご退席をお願いいたします。

(17番委員退席)

会長 整理番号2について、事務局から説明を求めます。

事務局 整理番号2について説明させて頂きます。

番号2	(議案書の内容読み上げ)	1筆	2,669 m ²
-----	--------------	----	----------------------

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入ります。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
17番委員はご着席ください。

(17番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 遊休農地と違反転用について
2. 地域計画座談会（12月21日）について
3. 農業委員会手帳の案内
4. 先進地活動事例（岩手県 住田町）紹介並びに協議
5. 農業会議情報について
6. 地域計画について
7. 次回総会 1月14（火）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長 委員の皆さんから何か伝えたいこと、報告等ありますでしょうか。
令和6年度第9回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

議長 _____

議事録署名人 7番 _____

議事録署名人 8番 _____